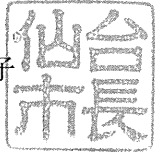


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の開発事業について、条例第 21 条第 2 項の規定により条例第 16 条の規定を適用し、同条第 1 項に規定する変更後の開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 4 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 合同会社 Blue Power 仙台大倉

代表社員 仙台大倉太陽光発電所合同会社 職務執行者 中川 真太郎

住所 東京都中央区銀座二丁目 15 番 2 号 KRGinza II 7F

名称 〔仮称〕仙台大倉発電所計画

種別 区画形質の変更、工作物の新築

目的 再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電）を設置するため。

内容 現況は全域が山林である。

区域内においては、19.1353ha の土地を造成し、太陽光パネルを 18,432 枚（10,690kw）設置することにより、東北電力の送電線へ接続する。

位置 仙台市青葉区大倉字丸谷地 12-1

仙台市青葉区大倉字大倉山 103-1

面積 19.1353ha

2 意見の内容

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。